助成金情報メールマガジン

2017/2/2 号

いつもお世話になっております。

2月に入り、もうすぐ節分ですね。

実は節分の日というのは、2月3日に決まっているわけではないようです。 立春は、太陽の角度が 315 度になった日と決められていて、立春の前日が 節分になるということです。

旧暦の節分(大晦日)では、けがれや災いを追い払い、お正月新年を迎える ために厄払いも節分に行われていたため、その名残りでお正月の初詣と一緒 に厄払いをする方が多いとか。

豆まきは、鬼は〜外、福は〜内、と言ってまきますが、京都の大原神社では、 鬼は〜内、福は〜外、と言うようです。

さて、今回の「助成金情報メールマガジン」は、雇用関係の助成金1件、研究開発技術系の助成金2件をご案内いたします。

★INDEX**★**······

【1】雇用関係の助成金

■建設労働者確保育成助成金

[建設労働者の雇用の改善や建設労働者の技能の向上等をはかるための取組 みを行った場合]

【2】研究開発技術系の助成金

- [1]平成 29 年度予算「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金 (下請中小企業自立化基盤構築事業)」の公募 〔~2,000 万円〕
- [2]平成 29 年度予算「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金 (下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業)」の公募

〔取引先の多様化に向けた取組に係る試作・開発、展示会出展等の費用を補助 100万円~500万円〕

1】雇用関係の助成金

■建設労働者確保育成助成金 〔厚生労働省〕

1. 概要

中小建設事業主や中小建設事業主団体等が、建設労働者の雇用の改善や建設労働者の技能の向上等をはかるための取組みを行った場合に助成。

【1】認定訓練コース(経費助成)

中小建設事業主又は中小建設事業主団体(職業訓練法人など)が、職業能力開発促進法による認定職業訓練を行うこと。

〇助成額

広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を 受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の 1/6

【2】認定訓練コース(賃金助成)

中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させること

○助成額

認定訓練を受講した建設労働者1人1日当たり5,000円 ただし、1事業所への一の年度の認定訓練コース(賃金助成)に係る支給額の合計 として1,000万円が上限。

【3】技能実習コース(経費助成)

≪中小建設事業主又は中小建設事業主団体≫

雇用する建設労働者(雇用保険被保険者に限る)に対して、技能実習を行うこと又は 登録教習機関等で行う技能実習を受講させること

○助成額

技能実習の実施に要した経費の9割(登録教習機関等に委託して行う場合は8割)

- ※1つの技能実習について1人当たり10万円が上限。
- ※1事業所または1事業主団体への1の年度の技能実習コースに係る経費助成 及び賃金助成の支給額の合計として500万円が上限。
- ≪中小以外の建設事業主又は中小以外の建設事業主団体≫ 雇用する女性の建設労働者(雇用保険被保険者に限る)に技能実習を行うこと又は 登録教習機関等で行う技能実習を受講させること

〇助成額

女性の建設労働者の技能実習の実施に要した経費の5割 ただし、1つの技能

- ※1つの技能実習について1人当たり10万円が上限。
- ※1事業所または1事業主団体への1の年度の技能実習コースに係る経費助成 及び賃金助成の支給額の合計として500万円が上限。

【4】技能実習コース(賃金助成)

中小建設事業主が、雇用する建設労働者者(雇用保険被保険者に限る)に対して、 技能実習を受講させること。

※有給で技能実習を実施または受講させた事業主が対象。

○助成額

技能実習を受講した建設労働者1人1日当たり8,000円

1つの技能実習につき20日分が上限

※1事業所への1の年度の技能実習コースに係る経費助成及び賃金助成の支給額 の合計として500万円が上限。

【5】雇用管理制度コース(整備助成)

職場定着支援助成金(個別企業助成コース)の雇用管理制度助成(制度導入助成及び目標達成助成)の助成を受けた建設事業主が、雇用管理制度の導入に係る計画の計画期間終了から1年経過後の入職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合に助成。

〇助成額

職場定着支援助成金(個別企業助成コース)の雇用管理制度助成(制度導入助成及び目標達成助成)の支給額に加えて60万円

【6】登録基幹技能者処遇向上コース(整備助成)

職場定着支援助成金(個別企業助成コース)の雇用管理制度助成(制度導入助成及び目標達成助成)の助成を受けた建設事業主が、本助成コースが 定める若年労働者の入職率に係る目標を達成した場合に助成 〇助成額

登録基幹技能者1人あたり年額10万円

- 【7】若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(事業主経費助成) 建設事業主が、若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的 とした事業を行うこと。
 - 〇助成額

事業の実施に要した経費の 2/3 相当額(中小建設事業主以外は 1/2) ※事業全体として一事業年度について 200 万円が上限

- 【8】若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(事業主団体経費助成) 建設事業主団体が、若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ること を目的とした事業を行うこと
 - ○助成額

事業の実施に要した経費の 2/3 相当額(中小建設事業主以外は 1/2)

- ※一事業年度につき、建設事業主団体の規模に応じて、1,000 万円または 2,000 万円の上限額あり。
- 【9】建設広域教育訓練コース(推進活動経費助成)

広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が、建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動を行うこと。

○助成額

事業の実施に要した経費の 2/3 相当額

- ・訓練人日2万人日未満の場合は上限額 4,500 万円、
- ・訓練人日2万人日以上3万人日未満の場合は上限額6.000万円、
- ・訓練人日3万人日以上4万人日未満の場合は上限額 7,500 万円、
- ・訓練人日4万人日以上5万人日未満の場合は上限額 9,000 万円、
- ・訓練人日5万人日以上の場合は上限額 10,500 万円
- 【10】建設広域教育訓練コース(施設設置等経費助成)

広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が、認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置又は整備を行うこと。

〇助成額

職員及び訓練生のための福利厚生用施設及び設備以外のものの設置または 整備に要した経費の 1/2 相当額

- ※5年間で3億円を上限とする。
- 【11】作業員宿舎等設置コース(経費助成)

中小建設事業主が、被災三県(岩手県、宮城県、福島県)に所在する建設 工事現場での作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅(以下「作業員宿舎等」)の 賃借により、作業員宿舎等の整備を行うこと。

〇助成額

作業員宿舎等の賃借に要した経費の 2/3 相当額(賃貸住宅は、1人最大1年間かつ月額3万円を上限)

- ※一事業年度当たり200万円が上限
- 【12】女性専用作業員施設設置コース(経費助成)

中小元方建設事業主が自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借により整備を行うこと。

〇助成額

女性専用作業員施設の賃借に要した経費の 2/3 相当額 ただし、一の工事現場につき同一区分の助成対象施設は1施設のみ。

※一事業年度あたり60万円が上限

☆詳細は下記サイトにてご確認ください

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.htm

2】研究開発技術系の助成金

[1]平成 29 年度予算「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金 (下請中小企業自立化基盤構築事業)」の公募〔中小企業庁〕

1. 目的

2者以上の特定下請事業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引等を開始又は拡大し、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引の依存の状態の改善を図る取組を支援することにより、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的とする。

2. 補助対象者

下請中小企業振興法第8条に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けて事業 を実施する連携参加者(大企業、協力者を除く)

- 3. 採択のポイント
 - 【1】課題・ニーズの明確化~組織体制形成プロセス
 - A. 業種や単工程事業者特有の課題への対応方法
 - B. 新たな分野での開発・設計技術などのニーズへの対応方法
 - C. 異なる地域の事業者、商社等の他業種、大企業等との連携による市場・顧客 ニーズの幅広い把握の方法
 - D. A~Cの課題・ニーズを踏まえた連携メンバーの異なる技術・ノウハウの組み 合わせによる製品の開発・生産・販売へ取組み方法
 - E. 保有技術、設備等の共有・分析やグループ運営における対内・対外的な役割 分担を明確化など組織体制・グループ形成プロセスにおけるモデル性
 - F. メンバーの探し方、事業目的・事業戦略の決定、事業体制等にリーダーシップを発揮 【2】課題解決型ビジネスの実施プロセス
 - A. 技術の摺り合わせ勉強会や工場見学等による経営・技術・生産活動等の ノウハウの向上等の仕組みを構築
 - B. 複数企業による営業活動、メンバー間の市場・顧客ニーズの共有、グループ内の技術・ノウハウの共有等により課題解決の幅を広げる仕組みを構築
 - C. 複数企業のうちから最適な組み合わせにより顧客の求める価格・品質・納期 等に対応する仕組みを構築
 - D. HPや展示会等で連携活動の取組をPRする広報・販売方法、プライベート展示会の実施や共同営業等の実施による顧客に対する企画・提案方法、知財の共同申請や設備の共同利用等による情報・技術の共有方法等において、モデル性のある仕組みを構築
 - E. 技術・ノウハウの組み合わせ方等の事業を実施する上でリーダーシップを発揮 【3】ビジネスの本格化~グループの成長・発展プロセス

更なる課題・ニーズの掘り起こし方法、強み弱みの補完による連携グループ活動 を通じた個社の成長、ブランディング戦略、他の連携グループとの連携等を通じた グループの成長・発展プロセスの明確化

- 4. 補助率等
 - ○補助対象経費の 2/3 以内
 - 〇補助額 100 万円~2,000 万円
- 5. 受付期間

平成 29 年1月 26 日(木)~平成 29 年5月 31 日(水)

- 一次締切り: 平成 29 年3月2日(木)
- 二次締切り: 平成 29 年5月 31 日(水)

10:00~12:00、13:30~17:00/月曜~金曜(祝日を除く)

☆詳細は下記サイトにてご確認ください

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2017/170126shitaukekiban.htm

[2]平成 29 年度予算「下請中小企業·小規模事業者自立化支援対策費補助金 (下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業)」の公募〔中小企業庁〕

1. 事業の目的

親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、または閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために 実施する事業の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規 模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的とする。

2. 補助対象者

≪売上減少要件≫

申請の日を起算日として、過去2年に事業所を閉鎖若しくは生産規模等を縮小した (以下「閉鎖等」)、又は申請の日以降1年以内(親事業者から閉鎖等の通知があった 場合は3年以内)に閉鎖等の予定のある事業者と直接又は間接に下請取引の関係 にあり、閉鎖等後の年間の売上高が前年比マイナス 10%以上の見込みであること。

≪新分野進出要件≫

新分野(進出先)の事業に係る【1】売上高(又は売上総利益の額)、【2】有形固定資産 (土地を除く)の額、又は【3】従業員数のいずれかの割合が、全体のおおむね 10% 以上を占めることが見込まれること。

3. 補助対象事業

親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野への進出等による取引先の 多様化のための試作・開発、展示会出展等の費用を補助する。

- 4. 補助率等
 - ○補助対象経費の 2/3 以内
 - 〇補助額 100 万円~500 万円
- 5. 受付期間

平成 29 年1月 26 日(木)~平成 29 年5月 31 日(水)

- 一次締切り: 平成 29 年3月2日(木)
- 二次締切り: 平成 29 年5月 31 日(水)

10:00~12:00、13:30~17:00/月曜~金曜(祝日を除く)

☆詳細は下記サイトにてご確認ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2017/170126shitaukekaitaku.htm

この電子メールおよび添付書類は、名宛人のための特別な秘密情報を含んでおります。

そのため、名宛人以外の方による利用は認められておりません。

名宛人以外の方による通信内容公表、複写、転用等は厳禁であり違法となることがあります。

万が一、何らかの誤りによりこの電子メールを名宛人以外の方が受信された場合は

お手数でも直ちに発信人にお知らせ頂くと同時に

誤送信メールを削除して頂きますようお願い申し上げます。

The information contained in this transmission, including any attachment(s),

is confidential information intended for the use of the intended recipient only.

Any dissemination, distribution or copying of this communication by any person other than the intended recipient is strictly prohibited and subject to applicable law.

Office SUGIYAMA グループ

特定社会保険労務士 杉山晃浩事務所

行政書士法人 杉山総合法務

合資会社 オフィススギヤマ

労働保険事務組合 晃和会

建設業一人親方組合 職人倶楽部

〒880-0211

宮崎市佐土原町下田島 20034 番地

Tel 0985-36-1418

代表eメール:info@office-sugiyama.jp

助成金 HP http://www.miyazaki-joseikin.com/

医業経営 HP http://www.miyazaki-igyo.com/

介護経営 HP http://www.miyazaki-kaigo.com/

スタッフブログ http://ameblo.jp/officesugiyama/

フェイスブック https://www.facebook.com/office.sugiyama?fref=ts
